

あわび漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げる次のあわび漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和7年9月1日

岩手県

1 あわび漁業

(1) 許可すべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可すべき漁業者の数
水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
あわび漁業 (あわび潜水器漁業(繁殖期あわび漁業を除く。)及び繁殖期あわび漁業を除く。)	あわび かぎ、たも	第一種共同漁業権の漁業権者から同意を得た海域	11月1日から2月末日まで	—	—	岩手県内に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者又は当該漁業権者から操業の同意を得ている者	定めなし
あわび潜水器漁業(繁殖期あわび漁業を除く。)	あわび 潜水器	第一種共同漁業権の漁業権者から同意を得た海域	11月1日から2月末日まで	—	—	岩手県内に住所を有し、操業区域に係る第一種共同漁業権の漁業権者	定めなし

(2) 許可を申請すべき期間

隨時

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和7年11月1日（令和7年11月2日以降の場合は許可の日）から、令和8年2月28日までとする。

イ この許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) あわび漁業（あわび潜水器漁業（繁殖期あわび漁業を除く。）及び繁殖期あわび漁業を除く。）

a 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

b 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

(イ) あわび潜水器漁業（繁殖期あわび漁業を除く。）

a 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。

b 日没から日の出までの間は、操業してはならない。

c 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興

課総括課長に提出するものとする。

あわび漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げる次のあわび漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和7年9月1日

岩手県

1 あわび漁業

(1) 許可すべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可すべき漁業者の数
水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法						
あわび漁業 (あわび潜水器漁業(繁殖期あわび漁業を除く。)及び繁殖期あわび漁業を除く。)	あわび	かぎ、たも	第一種共同漁業一共第15号に隣接する漁業権が設定されていない海域	11月1日から2月末まで	—	久慈市に住所を有する者	13
			第一種共同漁業一共第103号に隣接する漁業権が設定されていない海域			下閉伊郡岩泉町に住所を有する者	78
			第一種共同漁業一共第105号に隣接する漁業権が設定されていない海域			宮古市に住所を有する者	41
			第一種共同漁業一共第106号に隣接する漁業権が設定されていない海域				88
			第一種共同漁業一共第306号に隣接する漁業権が設定されていない海域			大船渡市に住所を有する者	50

(2) 許可を申請すべき期間

令和7年9月2日から令和7年10月2日まで

(3) 備考

- ア この許可の有効期間は、令和7年11月1日（令和7年11月2日以降の場合は許可の日）から、令和8年2月28日までとする。
- イ この許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - (ア) 網漁具（たも網を除く。）を使用して採捕してはならない。
 - (イ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。
- ウ 許可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長に提出するものとする。
- エ 許可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可をする者を定めるものとする。